令和７年２月

神奈川県

神奈川県生活環境の保全等に関する条例

安全性影響度評価の概要

《化学物質の自主管理のための事業所評価手法》

指定事業所の設置者は、生活環境保全条例第 40 条の２に基づき、環境汚染の未然防止を目的として、化管法第１種及び第２種指定化学物質の排出量及び有害性に基づく「安全性影響度」を評価し、その低減について必要な措置を講じるよう努めなければなりません。

本リーフレットには、その概要を記載します。

※詳細な内容については、
https://www.pref.kanagawa.jp/documents/1053/703352.pdf
を参照してください。

※次ページから記載する評価の方法においては、適宜、
https://www.pref.kanagawa.jp/documents/1053/eikyoudohyoka_yoshiki_ex.xlsx
「安全性影響度評価表」を使用してください。

※環境法令等を次のように略して記載します。
生活環境保全条例：神奈川県生活環境の保全等に関する条例
安全性影響度指針：化学物質の安全性影響度の評価に関する指針
化管法：特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

Step1　評価をはじめる前に

⑴評価対象について

〇対象物質：化管法第１種、第２種指定化学物質

〇対象事業所：評価対象物質を取り扱う又は保管する全ての指定事業所

〇対象となる原材料や製品など：化管法の考えのとおり

※次のような例外があります。

〇化管法では、事業者が本来目的とする事業と密接不可分な行為として事業所内で取扱う対象物質についてのみ把握しますが、安全性影響度指針ではそれに限定していません。そのため、例えば、害虫駆除等のための業務用薬剤や事業所内食堂で使用する業務用合成洗剤なども把握の対象です。

〇屋外保管する廃棄物は特定有害物質（条例で 26 物質を規定）及びダイオキシン類を含むもの

⑵実施にあたって

①評価を行う担当部署及び担当者を決めます。

②前年度における取扱量・排出量などの集計結果に基づき、毎年度評価を実施します。

③評価結果を記録し、保管する期間を決めます。

⑶知事への提出

環境管理事業所、優良環境管理事業所の認定、更新認定時です。

※「安全性影響度評価の実施とその低減に必要な措置を講じること」は、生活環境保全条例第 18 条「環境管理事業所の認定」及び生活環境保全条例第 18 条の２の「優良環境管理事業所の認定」の認定基準ですので、申請する場合にはその内容を提出します。

新規認定の場合…原則、前年度分の評価結果と低減措置を提出

更新認定の場合…環境管理事業所は原則前年度を含む３年度分、優良環境管理事業所は前年度を含む６年度分の結果と低減措置

Step2　安全性影響度の算出手順

安全性影響度

＝ 年間取扱量等(工程別・物質別)×排出係数(工程別)×毒性係数(物質別)
＝ 年間排出量(工程別・物質別)×毒性係数(物質別)

安全性影響度は、全ての工程、全ての評価対象物質を足し算します。
「人の健康」及び「生態系」へのそれぞれについて安全性影響度を求めます。

作業１　年間の取扱量及び保管量の把握

①工程、作業別に原材料等を整理し、一覧表を作成します。
②MSDS 等から、含有物質の種類や含有率等を把握します。
③製造量（副生成物を含む）を把握し、また、購入量や在庫量及び含有率等から使用量を把握します。
④原材料等の保管又は容器や貯槽等への移し替えの作業、又は廃棄物を屋外に保管する作業に関する保管量を把握します。

※保管量と取扱量

〇年間保管量　保管時の環境中への流出・漏洩リスクを考慮するため、「原材料等の保管又は移し替え」の作業や、「廃棄物を屋外保管」している場合は、保管量の把握が必要です。

（例 年間保管量 ＝ 年間受入量 ＋ 年間払出量【受入及び払出の作業別に把握します】）

〇年間取扱量　年間製造量は対象年度に反応等で生成した量（副生成物を含む）、年間使用量は対象年度に使用した量から上記保管量を除いた量です。

（例 年間取扱量 ＝ 年間製造量 ＋ 年間使用量）

〇工程、全体量　本手法では、工程別に取扱量を把握するため、事業所単位の年間取扱量とは合致しない場合が考えられます（ある工程で取り扱う物質を別の工程でも使用するなど）。一連の作業や工程が連続不可分の場合は、併せて１工程と考えることも可能です。

作業２　年間の排出量の算出

①廃ガス処理装置等の除去率などの技術的な根拠のある数値を利用して排出量の算出が可能かどうか、また、環境省「ＰＲＴＲ排出量等算出マニュアル」などで工程別の算定方法が規定されているかどうか確認し、工程別・物質別の年間排出量を算出します。（算出根拠がなければ②へ）

②年間取扱量又は保管量に工程別排出係数又は保管排出係数（表 1、2 を参照）を乗じて、工程別・物質別の年間排出量を算出します。

※排出量

〇排出係数　廃ガス処理設備などの排出抑制対策が全く実施されていない場合を想定した係数で、工程別に定めています。

工程別年間排出量 ＝ 工程別年間取扱量　×　工程別排出係数＊

作業別年間保管量

＝ 年間受入量×0.05＋年間払出量×0.05＋廃棄物の年間屋外保管量×0.1

（＊：複数の工程が不可分な場合、主な工程の係数を採用）

→排出抑制設備を設置している場合で、その能力の技術的根拠がある場合は、除去率等を考慮します。

〇出典の確認　技術的な根拠がある数値等から排出量を算出した場合は、設備の仕様、参照した算出方法の出典、排ガス濃度の測定方法などを記録し、情報の更新は毎年度確認します。

〇移動量　化管法の移動量（「廃棄物として事業所の外への移動」や「下水道への移動」）は、排出量には含まれません。

表１　工程別排出係数

	工程	係数
1	薄膜成形、ﾄﾞｰﾋﾟﾝｸﾞ、ｲｵﾝ注入、単結晶製造、ｴｯﾁﾝｸﾞ等	0.1
2	研磨、切削、粉砕、混合等	0.5
3	洗浄（半導体）等	0.5
4	洗浄、脱脂（機械、部品）等	1
5	合成、重合等	0.1
6	分離、精製（蒸留、ろ過、遠心分離、抽出、吸着）等	0.1
7	塗装・塗布（密閉型）、乾燥（密閉型）等	0.5
8	塗装・塗布（非密閉型）、乾燥（非密閉型）、発泡等	1
9	表面処理（メッキ）等	0.5
10	再生利用（金属くず、空き缶等を除く）	0.01
11	その他	0.5

表２　保管排出係数

	工程	係数
1	搬入、受入、貯蔵、排出等	0.05
2	屋外保管（廃棄物等）	0.1

作業３　年間の換算排出量の算出

①「人の健康への影響」の毒性係数を用いて、「年間換算排出量」を求めます。周辺に「配慮施設等」がある時は、吸入の有害性ランクを１ランク上げます。周辺に「水源利用」がある場合は、経口の有害性ランクを１ランク上げます。

②「生態系への影響」の毒性係数を用いて、「年間換算排出量」を求めます。

③「人の健康」及び「生態系」それぞれの工程別・物質別「年間換算排出量」を合算し、「総換算排出量」を算出します。

※有害性ランクによる重み付けや周辺環境への配慮

〇毒性係数　対象物質ごとに「人の健康への影響」と「生態系への影響」をそれぞれ４段階の「重み付け」を定めています（表３を参照）。

表３　毒性係数

ランク	係数
A	1000
B	100
C	10
D	1

〇詳細は「毒性ランク確認の手順例」を参照してください。

〇周辺環境への配慮　周辺２００m以内にある不特定多数の人が集まる施設として、幼稚園、小学校、中学校、盲学校、聾学校、養護学校、医療法に定める病院、保育園、福祉施設等、大規模施設を「配慮施設等」とし、条例における甲水域に事業所を設置（最終放流先が乙水域である公共下水道に排水を接続している場合はこの限りでない。）、もしくは、周囲 １ｋｍ以内の地下水の下流域に飲用水道水源がある場合を「水源利用」とし、配慮します。

Step3　事業所ランクと安全性影響度の低減措置

作業４　指定事業所のランク付け

①「人の健康への影響」の総換算排出量の安全性影響度ランクを確認します。

②「生態系への影響」の総換算排出量の安全性影響度ランクを確認します。

③「評価表」により、事業所の安全性影響度を確認します。

作業５　評価対象物質管理目標の作成と実施

①評価結果を中心に管理目標物質を選定し、事業所ランクを改善するための　目標を設定します。

②毎年度実施する安全性影響度評価により達成状況を確認し、必要に応じて見直します。

③管理目標の内容及び達成状況は、周辺住民などへの情報提供に努めます。

お問合せ先　神奈川県環境農政局環境部環境課環境計画グループ
〒231-8588 横浜市中区日本大通１　Tel (045)210-4107(直通)